

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：平成29年9月22日（金）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：大熊長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

○大熊総務課長 それでは、本日は私から2件御報告がございます。

まず、1件目につきましては、既に御報告申し上げているところではございますけれども、更田新委員長と山中新委員につきましては、本日午後に任命が行われる予定でございます。その後、原子力規制委員会の臨時会議を行いまして、その後に両名の就任会見を行います。17時45分目途で実施する予定となっております。

以上、念のため申し上げます。

2件目でございますが、お手元の広報日程に基づきまして、補足説明を申し上げます。本日は、審査会合3件について補足を申し上げます。

2ページ目、9月26日火曜日の（3）の審査会合でございます。こちらは議題といたしまして、原子力機構の試験研究用等原子炉施設でございますJRR-3の審査を予定してございます。内容といたしましては、外部事象に対する防護につきまして説明を伺い、議論をするという予定でございます。

続きまして、（4）の審査会合でございます。こちらは議題といたしまして、日本原電・東海第二原子力発電所の審査を予定してございます。内容としては、耐震・耐津波対策につきまして、前回審査におけるコメントへの回答をお聞きし、議論ということを予定しております。

続きまして、同じく2ページ目下段の9月28日木曜日、（7）の審査会合でございます。こちらにつきましても、日本原電・東海第二原子力発電所の審査ということでございます。内容といたしましては、これまでの審査における宿題事項の整理を行いますとともに、設計基準設備につきまして、火山・竜巻・その他の対策につきましてコメントへの回答を受け、議論をするという予定でございます。

私からは以上です。

<質疑応答>

○司会 資料につきまして、少し落丁があるようで申し訳ございません。今、新しいものを用意してございますので、でき次第配付させていただきます。

それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。スミさん。

○記者 共同のスミです。よろしくお願いします。

落丁というお話が今ありましたけれども、どこが落丁なのですか。

○司会 今、確認しますので、ちょっとお待ちください。

○記者 27日と4日の議題、特に27日の議題が1、2、3とありますけれども、中身が入っていないということは、これは議題が3つ確定しているけれども、落丁ということなのですか。大熊さんの手元にあるのだったら、このまま説明してもらってもいいのですけれども。

○司会 申し訳ございません。2ページ目が抜けているという印刷上の問題でございまして。

○記者 27日の規制委員会の議題1、2、3とありますけれども、その中身が何もないのですけれども、こういうものでしたか。

○司会 済みません。ちょっと配り間違えておりますので、改めてきれいなものをお配りさせていただきます。済みません。

○記者 それはいいのですけれども、議題がもう確定しているのだったら、補足説明というか、説明していただけますか。

○大熊総務課長 申し訳ございません。皆様のお手元の資料は私の手元にないので、照合できないのですけれども、27日の規制委員会につきましては、議題はまだ決まっておりません。調整中ではございまして、今お聞きすると、もしかしたら、まだ作成途上のものを行っているということかもしれません。申し訳ございません。

○記者 あと、先ほど千葉地裁の方で例のふるさと訴訟、2件目の判決がありまして、国の責任については棄却された。ただ、判決の要旨を私もちょっと読んだだけですけれども、予見可能性については、ちゃんと言うべきだというような指摘もあったようですけれども、規制委員会としての受けとめをお聞かせください。

○大熊総務課長 今お話もございましたように、本日、千葉地裁から判決が出されたということでございます。私どももまだその詳細は十分承知していないという段階でございますけれども、国の主張が認められたというふうに聞いております。

原子力規制委員会といたしましては、いずれにいたしましても、福島原発事故を踏まえて策定いたしました新規制基準、これに対する適合審査を厳格に実施していくということによりまして、適切な規制を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○記者 分かりました。

あと、今日の臨時会議は、更田委員長代理が委員長になられるということで、新たに委員長代理を決められるという、そういうことでよろしいのですか。

○大熊総務課長 こちらの議題につきましては、先日も少し申し上げましたけれども、法

律、設置法の規定及び附帯決議だったと思いますが、の内容に基づきまして、委員長が欠けたときの代理の委員を決めるということが必要でございまして、それは順位をつけて全員について決めることが求められております。これを本日確定をするということを用意しております。

○記者 これはオープンというか、公開されるのですか。

○大熊総務課長 はい。公開で実施いたします。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほか、御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

資料につきましては、申し訳ございませんでした。本日の資料をお配りすべきところ、作成途上の資料をお配りしてしまいました。正しい資料につきましては、今、お配りしたとおりでございます。深くおわび申し上げます。

以上をもちまして、本日のブリーフィングの方を終了させていただきます。お疲れさまでした。

—了—